

麻薬撲滅宣言からふたたび

深刻化する中国の薬物問題

真 殿 仁 美

城西大学 現代政策学部

要 旨

1953年に世界に向けて麻薬撲滅を宣言した中国において、深刻な薬物問題が発生している。薬物との決別を宣言した中国において、なぜふたたび薬物犯罪が横行しているのか。

本稿ではまず、中国が新政府成立初期から展開してきたアヘンなどの麻薬撲滅に向けた取り組みを跡づけていく。同時に、中国で薬物が蔓延している背景についても探り、薬物犯罪への中国の姿勢、ならびに薬物防止に向けた対策についても検証する。

結果として、中国において、ふたたび薬物問題が浮上り蔓延するようになったのは、国内のみならず周辺国からの流入が影響していることがみえてきた。特に、国境を面する地域に「黄金の三角地帯」や「黄金の三日月地帯」など、世界でも有数の薬物生産・栽培地が控えていることは、中国の薬物問題をより複雑にしているといえるだろう。薬物犯罪の取り締まりについては、“War on Drugs”（薬物戦争）の行き詰まりを受けて、各国が薬物政策の見直しを迫られるなか、中国は制度を整備し、厳罰化を強化する姿勢を示している。一方で、薬物使用者については、治療の対象とみなして、新たに導入した地域での依存治療を軸に調整をはかろうとしていることもみえてきた。薬物の防止に向けては、新型薬物の広がりや、低年齢化、形を変えた売買などが盛んになっている状況を踏まえ、現況の薬物防止教育の見直しを模索する動きが出ていることも明らかにした。

キーワード：“薬物撲滅人民戦争”、「黄金の三角地帯」、「黄金の三日月地帯」、周辺国との連携、薬物犯罪の取り締まり、地域での依存治療、薬物防止教育

はじめに

国家禁毒委員会辦公室（2020）が公表した「2019年中国毒品形勢報告」によると、2019年の一年間で薬物犯罪が8.3万件発生し、容疑者として11.3万人が逮捕されたという。また、この一年間で薬物使用者61.7万人を取り調べ、その内22万人を強制隔離施設へ移送し、30万人を地域の薬物中毒治療やリハビリセンターへ移動させたとしている。

中国は1953年に、世界に向けて“麻薬を撲滅した”と麻薬撲滅、薬物との決別を宣言した。薬物との決別を宣言した中国において、なぜ、これほどまで多くの薬物犯罪が発生しているのか。本稿では、中国が新政府成立初期から取り組み続けてきたアヘンなどの麻薬撲滅に向けた取

り組みの過程を紐解いていく。同時に、こんにち薬物犯罪をめぐり、防止に向けいかなる対策を講じているのか、また薬物の取り締まりにどのような姿勢で臨んでいるのか、についても検証していく。

1. 先行研究の整理と本稿のねらい

中国語の“毒品”は、アヘンやモルヒネ、コカインなどの麻薬や、覚醒剤などの合成麻薬を含む、法律で規制される薬物を意味する言葉である。中国において、この“毒品”に関する研究はさまざまな視点から行なわれている。中国に罌粟（ケシ）が持ち込まれた古代から1990年代半ばまでの薬物の歴史的研究（蘇1997）や、中国の東北地方でのアヘンの蔓延と満州国政府のかかわりに関する研究（農2002、李2005など）、人民共和国の成立初期の頃のアヘン問題の研究（馬・鞠1997、肖・位2018など）、中国の薬物を犯罪として刑法などの視点からとらえた研究（趙・李1993）、「黄金の三角地帯」や「黄金の三日月地帯」における薬物問題に関する研究（張・李2010、杜・梅・郭2009など）、薬物防止教育に関する研究（施・関・杜2018など）など、これらさまざまな視点から行なわれてきた先行研究には、いずれも中国の薬物問題を分析するうえで、欠かすことができない多くの示唆に富む指摘がみられる。

日本国内においても、アヘン戦争以前の中国での罌粟の栽培やアヘンの生産に関する研究（出木1999）、抗戦期のアヘン管理政策の研究（内田1995、2019）、中国のアヘンの歴史や文化史を分析した研究（譚2005、木下2010）、薬物依存からの回復過程を詳細に検証した研究（宮尾2011）など数多くみられる。

本稿は、これら国内外の多くの先行研究において示された視点を援用すると同時に、これらの先行研究では見られない、こんにちの新たな動きについても検証していくことをねらいとしている。特に、薬物との決別を宣言した中国において、なぜ、薬物がふたたび蔓延しているのか、中国は薬物問題をどのように位置づけ取り組んでいるのか、といった点に焦点をあて考察する。また、新たな動きとして、国際社会において“harm reduction”（ハームリダクション）の考えが示される中、中国は薬物問題にどのような姿勢で挑もうとしているのか、についても明らかにしていく。

2. 薬物撲滅運動から麻薬撲滅宣言へ

(1) 罌粟の登場からアヘン蔓延まで

中国の歴史に、麻薬の一種であるアヘンのもとになる罌粟が登場するのは唐の時代（譚2005：19）である。シルクロードを伝ってやってきた罌粟は当初、観賞用の花として扱われていた。その罌粟の種や茎を罌粟粥や罌粟餅として食べるようになったのは宋の時代に入ってからといわれている。当初、罌粟は漢方として重宝されていた。その後、1514年にポルトガル人によ

て純粹アヘンがもちこまれた。当時のアヘンは、きわめて高価な輸入薬として目されていた。やがて清朝時代になるとアヘンはもてなしのための道具として使用されるようになる。その後、イギリスがインドにおいて専売制のアヘン生産に乗り出し、純度の高いアヘンを輸出しはじめて以降、当時の中国社会にアヘンブームの火がついた（譚 2005：27-64）という。1729年には「禁煙令」を出し、薬として使用する以外でアヘンを用いることを禁止した。これは世界で初のアヘン禁煙令であった（蘇 1997：72）。清朝政府はその後、たびたびアヘン禁令を出す、状況は改善されることはなかった。林則徐による広州でのアヘン取り締まり（1839）、その後のアヘン戦争（1840-42）や英・仏・米との「通商章程善後条約」締結によるアヘン貿易合法化（1858）と、近代の中国はアヘンと常に面し続けてきた。

20世紀の前半に開催された二つの国際アヘン会議（ハーグ、ジュネーブ）を機に、中国におけるアヘン使用問題が国際社会で注目を集めるようになる（渡邊 2019：147）。国際会議においてアヘンを含む麻薬の危険性が強調されるようになるのは、20世紀に入ってからである。この背景には、アメリカの動きを指摘することができる。アメリカは人道的な観点、特にピューリタンの道徳精神から麻薬を「悪」とみなし、薬物を規制する運動を繰り返すようになった（渡邊 2019：148）。やがて、ジュネーブ国際アヘン会議（1924-1925）において「危険薬物に関する条約」を調印し、アヘンやモルヒネ、ヘロインコカインなどが規制の対象となる薬物に指定されることになった。

国際会議において、アヘンを含む麻薬が規制の対象となった後も、中国社会の麻薬との闘いはつづいていた。1935年には国民党が「禁煙実施方法」と「禁毒（薬物撲滅）実施方法」（1935-1940）を打ち出し、アヘン以外の麻薬を含む薬物撲滅に向けて動きはじめた。しかし、依然としてアヘン吸煙者は多く存在していた。当時の寧夏省府の1936年の統計によると、省府内のアヘン吸煙者は12万3,564人で、この人数は省府内の8分の1を占めていた（蘇 1997：377）。

(2) 新政府成立後のアヘンとの闘い

新政府が誕生した1949年、当時の中国社会にはアヘン吸煙者や麻薬中毒者が2,000万人以上、アヘンなどの麻薬の製造や販売にかかわっている者が30万人以上いた。また、罌粟の栽培面積は全国で100万ヘクタール以上に達していた（趙・李 1993：26）。この100万ヘクタールは、東京ドームで換算すると約21個分の規模になる。

新政府誕生間もない1950年2月、中央人民政府は「アヘン毒の吸煙を厳しく禁止することに関する訓令」（以下、「訓令」）を出した。この「訓令」は、全国に向けてアヘンなどの薬物を撲滅することに立ち向かう宣言になった。「訓令」は8項目からなり、第2項において、各行政レベルに対して薬物禁止委員会を立ち上げるよう求めた。第3項では、1950年春から罌粟の栽培を禁止することを盛り込む一方、少数民族が暮らす地域での罌粟の栽培は、実情に照らし合わせて慎重に判断したうえで、次第に栽培を禁止する方向ですすめていくよう求めた。地域での罌粟栽培の状況をみて判断するよう指示した背景には、当時の深刻な環境があった。当時、雲南省で

は耕地面積の20-30%を罌粟栽培が占めていた。また、当時行政区の一つであった西康省（現在のチベット自治区と四川省に位置する）では、耕地面積の48%以上が罌粟栽培であった（馬・鞠1997：101）。これらの地域では、かなりの規模で罌粟の栽培が行なわれていたことがわかる。第5項では、未精製のアヘンを所持している者は、期限までに必ず届けるよう求めている。届出した者に対しては、人民政府が生活を世話し補償するとした。その一方で、届け出をしなかった者に対しては、状況を考慮したうえで軽罪、重罪を科すとした。この「訓令」を機に、全国においてアヘンの禁止を呼びかける運動を展開していくようになる。中でも、東北地方は率先してアヘン禁止運動を繰り広げていった。なぜ、東北地方なのか。それは、当時の中央人民政府の安全保障の方針であった“北部を發展させ、南部を防御する”⁽¹⁾、が影響していた（蘇1997：456）。北部を發展させるためにはまず、アヘンを根絶させる必要があるということから、とくに東北地方でのアヘン禁止運動に力を入れたと考えられる。1952年2月には東北人民政府が「アヘン毒およびその他の薬物を吸煙することを厳しく禁止することに関する命令」を出し、東北地方のアヘン吸煙⁽²⁾を厳しく取り締まる姿勢を重ねて示した。

1950年9月には内務部が「アヘン毒を厳しく禁止する業務を徹底的に実行することに関する指示」を出した。これを受け、公安機関が取り締まりを強化し、アヘンの製造や販売にかかわっていた8万人を逮捕するなどし、具体的な成果もみえるようになってきた。しかし、この2回にわたる「訓令」や指示の後も、国境沿いの地域や少数民族が暮らす一部地域では、まだ完全にアヘン毒を根絶できる状況にはなかった（趙・李1993：27）という。

時の中央政府は、アヘンを含む麻薬や薬物犯罪を撲滅するため、1952年4月に「麻薬の流行を一掃することに関する指示」を出し、全国規模の薬物撲滅運動を展開していくことにした。これは新政府成立後の第1回目の全国的な薬物撲滅運動であった。この撲滅運動では、中国国内で1951年末から展開されていた三反五反運動⁽³⁾と結びつけて、三つの禁、禁運（輸送の禁止）、禁販（販売の禁止）、禁吸（吸煙の禁止）を掲げ、1952年8月10日から50日間にわたり、全国の1,202ヵ所の薬物撲滅重点地域において、徹底した撲滅運動に取り組んだ。その結果、薬物犯罪者37万人近くを取り調べ、8万2,056人を逮捕するに至った。この全国規模の薬物撲滅運動で薬物犯罪者を取り締まると同時に、各地において薬物防止に関する宣伝活動にも力を入れた。実際、この時期に全国で薬物を防ぐための啓蒙活動を76万5,428回開催し、7,500人に直接、薬物防止教育を受けさせたとの記録もある（蘇1997：465）。

(3) 天津市における薬物撲滅運動

新政府成立初期のアヘン禁止を呼びかける運動や、その後の撲滅運動について、肖・位（2018：97-104）が当時の資料などを丹念に読み解き詳細に検証している。天津市は当時、華北人民政府⁽⁴⁾に属していた。当時の華北人民政府は、新政府成立前の1949年7月に蔓延しているアヘンを根絶し、人々の健康を守ることを目的に「華北区アヘン麻薬撲滅暫定試行方法」を定め取り組みはじめていた。それによると、天津市は1950年の「訓令」を受け、同年6月に「天津

市禁煙禁毒委員会」(天津市アヘンや麻薬を禁止し撲滅する委員会)を立ち上げ、「禁毒委員会戒毒所」(薬物依存を断つための更生施設)を開設し、同年7月から薬物中毒者を受け入れはじめた。7-12月にかけ475人を受け入れ、445人が薬物を断つことができたという。同時期、天津市では市内の薬物中毒者の登録作業もすすめていた。1950年の市内の薬物登録者は1,438人で、その内60.5%にあたる870人が薬物を断つことができた。薬物を断つための方法として、①「戒毒所」のような更生施設において中毒症状から回復、②入院による中毒症状からの回復、③自らで薬物を断つ、三つの方法が用いられた。最も多いのが①の更生施設で回復に取り組むスタイルで、薬物中毒登録者の31.2%を占めていた。③の自らで薬物を断つという方法は、②の入院よりも多かった。しかし、③の場合は回復後にまた、薬物に手を染める現象が多くみられたという。市の禁毒委員会が開設したこの「戒毒所」を巡っては、期待されていたほどの成果を挙げる事ができていないとして、1951年11月頃には閉鎖し、新たなかたちを模索していくことになった。その後、公安局が薬物中毒者を警察条例違反として処理し、衛生局が指定する第四医院で薬物中毒からの回復を調査研究するようになっていった。

1952年からの全国的な薬物撲滅運動の展開を受け、天津市では公安部門が主体となり、薬物の製造販売をしている者を次々と逮捕していった。同年11月に天津市公安局が中央公安部などに提出した「禁毒運動総報告」(麻薬撲滅運動総報告)によると、この撲滅運動を通して天津市では3,086人の薬物犯罪主犯、常習犯などを逮捕し、その内、半分以上の1,764人に対しては、登録のみの処分とし監視を免除した。残りは、10名に死刑、7名に執行猶予付き死刑、420名に有期懲役刑を下し、798人を社会の監視下に置く処分に、87人に教育をした後釈放をする、といった処分をそれぞれ下したという。ここで興味深いのは、薬物犯罪への刑罰として死刑を取り入れていたことである。この時代、中国にはまだ刑法典が成立していなかった⁽⁵⁾。しかしここでは、何の規定に基づいて死刑が行なわれたのかという点については、記述がない。

当時、天津市では街頭での呼びかけやラジオを通して、繰り返し薬物撲滅について広く伝え知らせることをしていた。この宣伝は市民の疑念や恐怖心を軽減することにつながり、市民が勇敢に麻薬犯罪の検挙に向けた協力をするようになっていった。この天津市での取り組みから、薬物中毒者に対しては取り締まりや逮捕というアプローチは採用せず、中毒からの回復を目指して施設や病院などを活用する手法が貫かれていたことがわかる。一方、薬物の製造や販売に携わる者に対しては、監視下に置くことや最高刑として死刑も取り入れるなどし、軽科・重科を混ぜ合わせて臨んでいたことが見えてきた。同時に、薬物撲滅に向けた取り組みは、試行錯誤を繰り返しながらすすめられていたことも垣間見ることができる。

全国において繰り返し広げられた薬物撲滅運動が功を奏し、1953年には世界に向けて“中国はアヘンなどの麻薬を撲滅した”と麻薬撲滅を宣言⁽⁶⁾するに至った。馬・鞠(1997:111)は、この共和国成立初期の薬物撲滅運動について、一般の社会問題として片づけられるものではない、と指摘している。そのうえで、薬物が社会に蔓延したということを民族全体の素養にかかわること、ととらえ薬物防止にむけた意識を国民全体が高めていく必要があると述べている。同時に、

法律や行政、教育を含むあらゆる方面から、総合的に薬物を封じ込めていくよう取り組む必要があることも指摘している。

3. “二大薬物根源地”を抱えて ～薬物犯罪取り締まりに向け国際連携を模索

(1) 薬物問題ふたたび

麻薬の撲滅を宣言してから10年足らずで、中国社会はふたたび薬物問題と面するようになった。その兆候はすでに1960年代初期から一部の地域で見えはじめていた(趙・李1993:54)という。この状況を危ぶんだ中央政府は1963年に「アヘンやモルヒネの害毒を厳しく禁止することに関する通達」を出し、薬物犯罪の再燃を徹底的に取り締まろうとした。この通達はアヘンを吸煙したことを自らが名乗り出た場合、またアヘンを自主的に届出し、犯罪を自白した場合は寛大に処理をする、という方針を示し、徹底的な撲滅を目指す一方で寛大な処分という姿勢もみせるものであった。1973年には国務院が「ケシの栽培や販売、アヘンの吸煙など薬物を厳しく禁止することに関する通達」を出し、各省や市、自治区政府に対して1950年の「訓令」を重ねて表明した。73年の通達では、薬物の密輸や密売に対しては厳罰に処することを明らかにした。併せて、薬物使用者に対しては強制的に治療することを示した。

70年代後半には、中国社会の薬物問題はより深刻な状況になっていった。この頃、改革開放の波によってミャンマーとラオス、タイに囲まれた“金三角”(以下、「黄金の三角地帯」と称される場所から、中国の国境沿いの地域に麻薬がもちこまれるようになっていた。雲南省では、全国で押収される麻薬量の90%を占める、といわれるほど麻薬の流通が盛んであった。アヘンなどの麻薬がこの地域を通じて流入するに従い、中国国内で薬物使用者が次第に増えはじめていくことになる。1982年には薬物乱用者は数百人であったが、麻薬撲滅宣言から40年後の1993年には薬物乱用者が25万人に達していた。また、2年後の1995年には倍以上増え、薬物使用者が50万人を突破することになった(表2)。麻薬の撲滅を成し遂げたはずの中国はふたたび、薬物との闘いに面することとなった。

(2) 「黄金の三角地帯」における連携した取り締まり ～“平安航道”を目指して

中国は、80年代半ばごろから「黄金の三角地帯」において国連主導のもとで、ミャンマーやラオス、タイと協力して大規模な薬物取締を手がけてきた。この「黄金の三角地帯」は、海拔3000メートル以上の山岳地帯で、20万平方キロの広さを有している場所であり、気候や雨量、土壌が罂粟の栽培に最適であるという。そのためここでは、80年代前半までは主にアヘンを年間1,000トン以上生産していた⁽⁷⁾。80年代後半以降、ヘロインのニーズが高まってきたことを受け、アヘンの生産を基礎にヘロインの精製に乗り出すようになっていく。中国は当時、この「黄金の三角地帯」を“中国を脅かす最大の薬物根源地”(『南方新聞網』)と位置づけ、この地域での罂粟栽培を止めさせ、農作物の栽培に切り替える“代替開発”、“代替作物導入”プロジェクト

を展開し、薬物による国境地帯から、さまざまな消費で賑わう交易地帯へと生まれ変わるよう力を入れて取り組んだ。

取り締まりの強化や“代替開発”プロジェクトなどの効果もあり、90年代後半以降、「黄金の三角地帯」での罂粟栽培は減少するようになる。冷（2008：41）によると、1998年の「黄金の三角地帯」でのアヘン生産量は1,435トンで、世界のアヘン市場の30%を占めていたという。それが2007年には、この地域での罂粟の栽培は472トン、世界のアヘン市場の5%にまで減少した。しかしその後、2000年代に入り「黄金の三角地帯」は、覚せい剤などの合成麻薬の生産拠点としてふたたび注目されるようになる。国連が2010年に出した報告書では、世界の80%の覚せい剤がこの「黄金の三角地帯」で生産されていることが指摘されていた（章・梁2016：72）。覚せい剤などの合成麻薬は、アヘンやヘロインの製造とは違って、罂粟の栽培を必要としない。そのうえ、合成麻薬の生産のほうが低コストで大きな収益を得ることができる、などの理由から特にミャンマーを中心に覚せい剤の生産・密輸が盛んになっている（「GLOBAL NEWS VIEW」）という。

国境沿いでの薬物犯罪の隆盛は、この地域の治安にもかかわることから、2011年10月に「中国、ラオス、ミャンマー、タイ、メコン川流域の安全を合同協議で執り行なう共同声明」を発表し、同年12月から中国、ラオス、ミャンマー、タイの4か国が合同でパトロール艇を出しメコン川流域のパトロールをはじめた。2年後の2013年3月には4か国が「“平安航道”合同掃討プロジェクト」を締結し、「黄金の三角地帯」やメコン川流域での薬物の輸送・売買を厳しく取り締まることを確認した。中国からは、国家薬物禁止委員会（1990年成立）の辦公室常務副主任で、公安部の薬物禁止局の局長でもある劉躍進がプロジェクトの協定式に出席し、プロジェクトの締結に際し、各国の代表とともに、メコン川流域が中国と東南アジアを結ぶ重要なルートの一つであることを確認し、この流域で薬物問題を長引かせると、経済社会の発展に深刻な影響を与えることや、流域に暮らす人々の安全が脅かされることなどの認識を共有し合った（『中国防偽報道』）。2019年1月には、77回目となる合同パトロールを展開した。2011年からこれまでに4か国が654隻のパトロール艇をメコン川流域に出船し、国境警備隊12,297人がかわり、582.28キログラムの薬物を捜査・押収してきた（『人民網』2019年1月7日）。

(3) 「黄金の三日月地帯」 ～“薬物消費市場”の生成

中国の国境沿いで薬物問題を抱えるのは、「黄金の三角地帯」のみではない。90年代以降台頭してきた“金新月”（以下、「黄金の三日月地帯」）での薬物製造は、こんにちの中国社会に深刻な影響を及ぼしている。中国は「黄金の三角地帯」と「黄金の三日月地帯」を“二大薬物根源地”（張・李2010：28）と位置づけ、強い危機感と警戒感を有し対策を講じている。

この「黄金の三日月地帯」とは、パキスタン、アフガニスタン、イランに囲まれた場所を指す。80年代から薬物経済圏に参入し90年代後半以降になり、アフガニスタンが世界でも主要な罂粟の栽培国として名を馳せるようになる。2006年には「黄金の三日月地帯」のアヘン生産量は

6,100 トンにのぼり、ヘロインの生産は世界のヘロイン総量の92%を占めるまでに至ったことから、“薬物の生産・輸出が最も深刻で、最も勢力が盛んな場所”（杜・梅・郭2009：201）と目されるようになる⁽⁸⁾。パキスタンと国境を接する新疆ウイグル自治区では、「黄金の三日月地帯」から流入してくる薬物で、薬物犯罪が増加している。自治区内に流入した薬物はこれまで、自治区内から陸路や空路などを活用し、中国全土、周辺国、国際社会へと広がっていった⁽⁹⁾。しかし近年は、流通の拠点としての役割だけではなく、自治区内でも薬物が売りさばかれ“薬物消費市場”（趙・鄭2016：92）が形成されているという。欧（2009：9）は、自治区の薬物問題をとらえる際、かつての流通の中継地点としてではなく、生産＋流通＋消費型に移り変わっていることを注意する必要があると指摘している。実際、自治区内の薬物使用者数は増え、2012年の時点では4万人ほどであったが、2016年には8万人以上に達している。2012年以降、毎年約1万人増えていることがわかる（表1）。しかし、この薬物使用者は氷山の一角であるという。実際には、自治区内の薬物使用者は28万9,000人以上（趙・鄭2016：92）におよんでいるといわれている。

中国国内には、「黄金の三角地帯」と国境を接する雲南省と、「黄金の三日月地帯」と隣り合わせの新疆ウイグル自治区での、薬物問題の共通点を指摘した研究がいくつかある。そこでは両地域について、多民族、多宗教で、多様な文化風習を有している地域であることが共通点として挙げられている。また両地域は、辺境の地、貧困、山岳地帯、といった共通点もある。特に貧困問題はどちらの地域も深刻である。新疆ウイグル自治区の農村人口の半数以上が、救済に頼って生活している（張・李2010：30）ともいわれている。そのため、両地域では貧困から抜け出すため、として薬物の犯罪にかかわる人が多く存在している。当時、雲南省ではヘロイン1グラムが50元前後で取引され、それを新疆ウイグル自治区に持ち込み5-10倍の不純物を混ぜ、150-300元に値を釣り上げ、国内の大都市で売りさばく、という手口がみられた。このような手口を用いると数日間の内に数千元から数十万円の暴利をむさぼることができたという。さらに、両地域には薬物問題をより複雑にする要因がいくつかもある。例えば、新疆ウイグル自治区の南部地区では、1000年以上にもわたりアヘン栽培が盛んであった。一部の少数民族には、痛みを和らげる治療に大麻を用いる習慣や吸煙する習慣がまだ残っている。そのため、自治区内の南部地域では比較的価格が抑えられ、手に入りやすい状況にある（趙・鄭2016：92）という。黄（2009：8）は、新疆ウイグル自治区の置かれている状況を「黄金の三角地帯」からも「黄金の三日月地帯」からも影響を受け、そのうえ“東西を他国で挟まれ、国境沿いが長く、区内全域に浸透”しやす

表1 新疆ウイグル自治区の薬物使用者の推移

単位：人

	2003年 ²⁾	2012年	2013年	2014年	2016年
薬物使用者 ¹⁾	22,672	41,000	54,000	61,000	80,000以上

注) 1) 登録している薬物使用者を指す。

2) 2003年の人数は、黄・楊（2004）、2012-2014年は趙・鄭（2016）、2016年は『新疆晨报』。

出典：黄・楊（2004：8-12）、趙・鄭（2016：91-95）、『新疆晨报』より。

い条件を有しているといい、新疆ウイグル自治区における薬物の取り締まりの難しさ、複雑さを指摘している。

「黄金の三日月地帯」からの薬物の流入を防ぐため、2006年に中国はアフガニスタンと共同声明を発表し、取り締まりを強化する方針を打ち出した。同時に、国内の辺境警備の体制強化にも乗り出した。2007年には公安部はパキスタン、タジキスタン、キルギスとの国境検査場に最新の薬物検査設備を配備し、辺境において科学技術を駆使して薬物の取り締まりを大々的に行なっていく方針を示した。

一帯一路構想を掲げて周辺国との経済協力をすすめる中、「黄金の三日月地帯」での薬物犯罪の一扫は、より重要な課題として浮上している。2016年には「物流業の発展を促進することに関する指導見解」を出し、新疆ウイグル自治区を物量拠点として発展させていく姿勢を示すなどし、自治区の役割を“薬物消費市場”から、交易で賑わう中心地として生まれ変わるよう目指している。

上述の内容から、麻薬の撲滅を宣言した中国が、ふたたび深刻な薬物問題に面するようになったのは、国境を接する地域において薬物が流通し、薬物消費地としても機能しはじめたことが影響していると考えられる。この状況から、中国の薬物問題の複雑さを読み取ることができる。中国は国内のみならず、国境を接する周辺国と連携をはかりながら薬物対策を講じていく難しさも抱えているといえるだろう。

(4) 増えつづける薬物使用者

中国国内の薬物使用者は増えつづけ、2017年にはこれまでで最も多い255万3,000人に達した。2020年6月に公表された「2019年中国毒品形勢報告」では、中国には薬物使用者が214万8,000人いることが明らかにされた(表2)。この人数は、総人口の0.16%を占めている。2018年から2年連続で薬物使用者が減少していることがわかる。しかし、この薬物使用者の人数は、中国公安局の公共安全システムに登録されている数のみである。公安局のシステムに登録されていない薬物使用者を含めると、さらに増える可能性がある。中国国際放送局(CRI)は、中国社会には統計には表れていない未登録の薬物使用者が100万人以上いる、と伝えている(『THE EPOCH TIMES』)。

2019年の薬物使用者を年齢構成別にみると、18歳以下が7,151人(0.3%)、18-35歳が104万5,000人(48.7%)、35歳以上が109万5,000人(51%)であった。報告では、回復後、3年未満でふたたび薬物を使用した者が253万3,000人にのぼっていることも明らかにしている。この人数は、登録している薬物使用者の人数を上回っている。また、新たに薬物に手を染めた者は22万3,000人で、その内、60歳以上の薬物使用⁽¹⁰⁾が増えていることも明かしている。

使用している薬物の種類では、覚せい剤が最も多く、118万6,000人(55.2%)にのぼる。中国国内で覚せい剤は、ヘロインに替わってしまえば最も使用が多い薬物となっている。報告では、大麻乱用者が2.4万人存在し、依然として多くいることも併せて指摘している。

表2 中国国内の薬物使用者数の推移

単位：人

年	薬物使用者数
1982	数百
1989	7万
1991	14万8,000
1993	25万
1995	52万
2000	75万
2005	116万
2010	154万5,000
2015	234万5,000
2016	250万5,000
2017	255万3,000
2018	240万4,000
2019	214万8,000

出典：宮尾恵美（2011）、蘇智良（1997）、CCTV ホームページ、2015-2019 各年「中国毒品形勢報告」などを参考に作成。

4. 薬物取締に向けた体制整備 ～厳罰化を強める一方で

(1) 刑法の成立

70年代以降、深刻化してきた薬物を取り締まるため、中国はふたたび薬物の一掃に向けて力を入れるようになる。その手法は、1950年代に見られたような薬物の取り締まりに向けた運動⁽¹¹⁾を全国で展開するというスタイルよりも、制度の整備⁽¹²⁾に取り組み、制度として厳罰化を図るというものであった。

先ず1979年に「中華人民共和国刑法」（1980年1月1日施行、97、99、2001、02、05、06、09、11、15、17年改正）を成立させ、アヘンやヘロイン、モルヒネなどの麻薬を製造、販売、輸送した場合、5年以下の懲役刑または拘留、罰金（併科も可）を科すことを定めた。また、アヘンなどの薬物を大量に製造、販売、輸送した場合は、5年以上の懲役刑、財産の没収に処することも盛り込んだ。薬物の密輸についても犯罪と位置づけ、3年以下の懲役や拘留、財産の没収（併科も可）を科すとした。大規模な密輸犯罪については、3年以上10年以下の懲役（財産の没収も可）と定め、密輸の最高刑を10年とした。この時点ではまだ、薬物犯罪の刑罰として死刑は定められていないことがわかる。

(2) 死刑の制定

1982年3月に開かれた第5期全国人民代表大会常務委員会第22回会議では、「経済活動を破壊する重大な犯罪を厳罰に処することに関する決定」（以下、「1982年決定」）を打ち出した。この決定は、薬物の製造や販売などに対する刑法の処罰基準が低すぎるため、薬物犯罪を封じ込めることができていることに対し、さらに厳罰化を図り薬物犯罪を取り締まる姿勢を強く打ち出した。厳罰として、刑法には定められていなかった10年以上の懲役や無期懲役、または死刑を導入する方針を示した。この決定によって、薬物犯罪の処罰として死刑が明確に定められることになった。

1988年1月には、第6期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で「密輸罪の処罰に関する補足規定」を通過させ、アヘンなどの薬物の密輸を厳罰化することを示した。この補足規定において、密輸犯罪に対する最高刑をこれまでの10年の懲役から死刑に改めることとした。これらの取り組みから、この時期、増加していく薬物犯罪に対して、より一層の厳罰でもって対応していこうとしていたことが表れている。

(3) 「薬物禁止に関する決定」と刑法の改正 ～強制治療の導入

1990年12月の全国人民代表大会第17回会議では、16項目からなる「薬物禁止に関する決定」（以下、「1990年決定」）が打ち出された。この「決定」にはいくつかの特徴があった。一つ目は、薬物犯罪に対して、数量と量刑の関係性を示し、多量を厳罰化することを示した。刑法（1972）や「1982年決定」では、アヘンやヘロインの量については定められていなかったが、「1990年決定」では、薬物の数量が量刑に関係することを示した。二つ目は、「違法薬物所持罪」（3項）や「違法な薬物のもとになる植物を栽培した罪」（6項）など新たな罪名を設けたこと。従来は、薬物の所持については触れられていなかった。「1990年決定」において違法薬物所持罪を創設するに至った背景には、国際条約である「1961麻薬単一条例」や「1971年向精神条約」が影響していると考えられる。中国は1985年に両条約を批准した。両条約では、批准国に対して違法薬物の所持や製造、輸送、輸出入などを犯罪として位置づけ、厳重に処罰することを求めていた。三つ目は、薬物依存者を強制的に治療することを盛り込んだことである。薬物使用者に対しては、公安機関で15日以下の拘留、または2,000元以下の罰金を科し、併せて薬物を没収すると定めた。この処罰以外、強制治療を行なうことも盛り込んでいる。薬物依存者を強制的に治療し、治療を経た後に再び薬物に手を染めた場合は、労働矯正治療を行なう（8項）、と規定した。この「1990年決定」は、薬物犯罪への厳罰化をより鮮明に表す一方で、すすんで犯罪との関係を断ち切ろうとする者には処分を免除するなど、硬軟を混ぜ合わせた面も有していた。「1990年決定」は、「薬物禁止法」の施行に伴い2008年に廃止された。

1979年に成立した刑法はその後、10回にわたり改正される。2017年改正刑法において薬物犯罪は、社会の管理や秩序を妨害する罪（第6章第7節）に位置づけられ、薬物の密輸、販売、運

輸、製造（第347条）、違法な所持（第348条）、犯罪構成員の隠匿（第349条）、違法な栽培（第351条）などがそれぞれ、犯罪行為として刑事処罰の対象と定められた。2017年改正刑法では、1,000グラム以上のアヘンを密輸、販売、輸送、製造した場合は、15年以上の懲役または無期懲役、死刑、財産の没収を併科すると規定している。また、違法な薬物を保持した場合、アヘンであれば200グラム以上が刑事処罰の対象になることも定められている。1982年以降の薬物犯罪に対する厳罰化の流れは、改正刑法においても明確に規定されていることがわかる。

(4) 「薬物禁止法」および「薬物依存治療条例」の制定へ

① 薬物犯罪の取り締まり対象

薬物使用者の増加、並びに薬物犯罪が横行するなか、2007年12月に「薬物禁止法」（2008年6月1日施行、以下「禁止法」）が制定された。この「禁止法」は、中国において薬物規制に関する初めての専門的な法律で、第7章第71条から構成される。「禁止法」では、薬物の怖さを伝える教育を徹底すること（第11-18条）や薬物中毒患者への対応を制度化すること（第31-52条）に加えて、薬物禁止を国際的な協力のもとでさらに強化してすすめていくこと（第53-58条）や、薬物犯罪の取り締まりを厳格に行なうことなどについても定めている。この法では、薬物犯罪の取り締まりの対象として、次の7項目（第59条）が示された。

- a. 薬物を密輸、販売、輸送、製造した場合
- b. 違法薬物を所持した場合
- c. 麻薬の原料になる植物を栽培した場合
- d. 麻薬として用いられる種子や苗を不法に売買、輸送、携帯した場合
- e. 麻酔薬や向精神薬、また容易に薬物製造が可能な薬品を用いた薬物製造方法を違法に伝授した場合
- f. 他者を脅迫、誘惑、教唆、欺いて薬物を吸引させ、注射を打った場合
- g. 他者に麻薬を提供した場合

これらの行為は、「禁止法」において犯罪を構成する行為として取り締まりの対象になる。しかし、必ずしも犯罪として成立するわけではない。「禁止法」で示された7つの行為いずれかの容疑で拘束され、それが犯罪として成立した場合、「刑法」に基づいて処罰が下される。しかし、容疑をかけられ拘束されても、犯罪行為には至らないと判断された場合は、「治安管理処罰法」（2005年8月28日成立、2006年3月1日施行、2012年10月26日改正、2013年1月1日施行）に基づいて行政罰の対象となる。行政罰⁽¹³⁾とは、犯罪のレベルに達しない違法行為に対して、行政機関が警告や過料、拘留、また公安機関が発行した許可書を取りあげる、などの罰を与えることを指す。

上述の「禁止法」における薬物犯罪の取り締まりの対象 a~g. には、薬物の使用または乱用に

については触れられていない。ここから、中国では薬物の使用については、「犯罪」としての位置づけではないことがわかる。薬物の使用は先の「治安管理条例」で定められた社会管理を妨害する行為（第72条）として位置づけられている。これは、中国では薬物の使用を“犯罪行為”とはみなさず“不良行為”とみなしている、ということの意味する。そのため、薬物使用は刑事罰の対象ではなく、「治安管理条例」において行政罰として10日以上15日以下の拘留、または2000元以下の罰金に科せられる（第72条）ことになっている。

② 薬物使用者への対応

では、“不良行為”をする薬物使用者に具体的にどのように対応するのか。薬物使用者について「禁止法」第31条では、治療を行なうと明記している。そのうえで、三つの治療方法を定めている。一つが、地域での治療（第33条）である。地域は地域を意味し、地域での治療やリハビリを指す。これは新たな依存治療スタイルである。3年を限度として行なう。二つ目が医療機関で行なう治療（第36条）。これは、自らがすすんで医療機関で依存治療を受けるスタイルを指す。三つめは、強制隔離薬物依存治療（第38条）である。この治療は、公安機関が強制的に隔離したうえで行なう脱依存のための治療である。これは「1990年決定」において導入された強制治療を反映しているといえる。

この「禁止法」に基づいて、薬物の依存状態にある人たちを治療すること、ならびに薬物依存者たちを支援することを目的に、2011年「薬物依存治療条例」（国务院令第597号、同年6月26日成立、施行、以下「治療条例」）を制定した。この「治療条例」では、各レベルの人民政府に対して、地域での依存治療やリハビリの環境を整えるよう促している。地域での依存治療は、薬物依存から脱することができるよう導き、医療支援や職業訓練に取り組む（第18条）よう求めている。また、各地域において依存治療をモニタリングし、その結果を社会に発信するようにも要求している。一方で、「治療条例」は自らすすんで依存治療に取り組むこともすすめている。自らが医療機関等で依存治療に取り組む場合、かつての薬物使用の行為を処罰しない（第9条）と定めている。強制隔離薬物依存治療については、依存状態が非常に重く、地域での依存治療が難しい場合、各レベルの公安機関が強制隔離を決定し、各行政レベルの人民政府の同意のもと強制隔離場所を定めることとしている（第25条）。この強制隔離の期間は2年と規定している（第27条）。さらに「治療条例」は、薬物依存者に対して、入学や就業、社会保障の需給などの面で、差別をしないよう（第7条）にも求めている。

これらのことから、中国では薬物使用者への対応は、刑事司法の視点からではなく、公共性や統治の視点から管理することを目的に、地域を拠点とした治療やリハビリを主要な依存治療手段として用いていると考えられる。一方、厳罰主義ではないものの、矯正治療を手段の一つとして用いていることから、人権や健康権を基盤にした“harm reduction”⁽¹⁴⁾の考え方ははまだここには反映されていないといえる。また、この中国の薬物使用に対する処罰は、日本で課せられる罰とは異なっている。日本の場合、覚せい剤や麻薬などの薬物を違法に使用した場合、10年以下

の懲役刑が科せられる。これは、傷害や窃盗、詐欺などの罪と同じ刑である。このことから、薬物使用をめぐる、日本と中国では対応に温度差があることがわかる。

5. 新たな時代の薬物犯罪とその防止に向けて

(1) “新型毒品”と新たな入手経路との闘い

中国の薬物問題は2000年代以降、新たな問題を抱えることになる。“新型毒品”と称される合成麻薬や幻覚剤などの新型の薬物が、従来の薬物に増して出回るようになってきた。ちょうどこの頃、北京市東城警察は、2009年に押収した薬物のうち、99.6%がアイス（覚せい剤の一種）や、エクスタシー（MDMA）などの新型の薬物であったと発表していた。北京大学で薬物依存の研究に取り組んでいる劉志民（2012）によると、1997年に国内でMDMAが登場し、2000年代に入ると急速に広がっていったという。また、薬物使用者の3分の1がこの新型の薬物で占めていると指摘している（『中国警察網』）。新たな入手経路として、ネットで異なる名称を用いて取引される例も続出している。新型薬物の一つである紫水（purple drank）は、咳止め薬と称して売買され、爆発的に広がっていった。河南省の疾病コントロールセンターが河南省の4つの市の24の高校で7,144名を対象に調査をしたところ、6.49%の高校生がこの咳止め薬を入手したことがあると回答したという。張・金（2018：162）は、新型薬物は比較的安価であるだけでなく、青少年でも容易にネットで入手できるようになっていることを踏まえ、社会、教育部門、公安部門が連携して適切な対応をとることを強く求めている。特に、薬物によって青少年の健康が損なわれることをもっと発信していく必要があると指摘している。

(2) 青少年への薬物予防教育を強化

広がる薬物問題に対して、中国は国を挙げて青少年への薬物防止教育を強化して取り組むようになってきている。2018年1月、貴州省では家庭や学校、講習所などを含む10の場所で、薬物の恐ろしさについて学ぶ活動を展開した。貴州省ではこれまでも、省内の学校に薬物教育拠点を設置し、積極的に薬物防止教育に取り組んできた。その背景には、省内の深刻な薬物汚染を挙げることができる。貴州省では2017年、薬物がらみの事件が8,185件発生し、1年間のうち、薬物犯罪の容疑で9,800人が拘束され、5万9,129人が治療を受けた。省内で発生する薬物犯罪をこれ以上拡大させないためには、薬物を防止する教育が重要であるとの考えから、省内では薬物の怖さを伝える啓蒙活動や、薬物防止教育に力を入れて取り組んでいる。小学校では、薬物禁止について歌を通して教えたり、薬物禁止をテーマに絵をかいたり、文章を朗読したりする方法を用いて、薬物防止教育を浸透させる工夫をしている（中華人民共和国中央人民政府）。

中国の薬物防止教育を巡っては、課題も指摘されている。前述の2007年に成立した薬物禁止法では、教育部門は公安部や司法部、衛生行政部門と協力しながら、生徒・学生を対象に薬物防止教育を手がけるよう定めている（第13条）。また、未成年の保護者は薬物の危険性や薬物犯罪

行為について教育をするようにも定めている（第18条）。しかし、どのように教育していくのか、どういった内容を発信していくのかなど、詳細については双方ともに触れられていない。これについて李（2018：118）は、「禁止法」の不備であることを指摘し、法律条文において青少年の薬物防止教育の内容や手法を定めることを求めている。施・関・杜（2018：348）らも、現在の薬物防止教育の見直しについて言及し、調査に基づいていない現状を改め、青少年と薬物のつながりを調査・分析したうえで、あるべき薬物防止教育の道を模索することを提案している。

新型薬物の勃興や青少年の薬物使用など、中国の薬物問題はここに来てより複雑になっていることがわかる。蔓延を食いとどめるため、科学的な根拠に基づいて、薬物防止教育を立て直そうという考えが示されていることは非常に重要である。これは、道徳的観点からのみではなく、科学的根拠に基づいて薬物防止教育を実践していくうえで欠かすことができない観点であると考えられる。

(3) “新時代の薬物撲滅人民戦争”

6月26日は「国際薬物乱用・不正取引防止デー」である。これは1987年の国連決議に基づき定められ、翌年の1988年6月26日からじまった。中国国内においても、毎年さまざまな取り組みが展開されている。2018年の6月26日を前に、習近平は薬物の撲滅に向けた取り組みの重要性を強調し、“新時代の薬物撲滅人民戦争”を勝ち抜く決意を表明した。そのなかで、薬物撲滅に向けた取り組みは、国家の安危にかかわる重大事であると同時に、民族の興隆と衰微、人々の福祉にも関係してくるため、少しの気のゆるみもあってはならない、と引き締めをはかる発言をしている。そのうえで、重点地域の取り締まりを強化するに加えて、薬物犯罪に手を染める者やそれを後押しする勢力を徹底的に取り締まり、法に基づき厳しく処罰することを重ねて強調した。併せて、薬物犯罪の防止に向け、青少年への薬物乱用防止教育を押し広げ、それぞれが自覚を高め、薬物を防ぎ止める社会を構築していく重要性についても触れている。この習近平の薬物撲滅に向けた姿勢を受けて、貴州省は党の常務委員会において、“新時代の薬物撲滅人民戦争”を党中央とともに戦い抜くため、この先3年で省内の薬物の大掃除をすることを宣言し、薬物の製造や販売などの犯罪行為を一切容認しない姿勢を貫くことを強調した（『人民網』2020年6月30日）。

刑事罰を中心とした“War on Drugs”（薬物戦争）⁽¹⁵⁾の行き詰まりを受けて、各国は薬物政策の見直しを迫られている。そのなかで、あえて“薬物人民戦争”を強調するのは、非常に興味深い。国家主席自らが強調する“新時代の薬物撲滅人民戦争”がこの後、どのように繰り広げられ、蔓延する薬物を一掃していくのだろうか。中国の薬物問題の今後の行方からも目を離すことができないだろう。

おわりに

本稿を通して、1953年に麻薬撲滅を宣言した中国において、ふたたび薬物問題が浮上り蔓延するようになったのは、国内のみならず周辺国からの流入が影響していることがみえてきた。特に、国境を面する地域に「黄金の三角地帯」や「黄金の三日月地帯」など、世界でも有数の薬物生産・栽培地が控えていることは、中国の薬物問題をより複雑にしているといえる。

薬物犯罪の取り締まりについては、制度を整備し、厳罰化で臨む姿勢をより鮮明に示していることも見えてきた。2011年の薬物政策国際委員会の宣言以降、刑事罰を中心とした“War on Drugs”から、人権の視点に立ち医療や福祉的サポートに力を入れる“harm reduction”への移行や検討がすすめられるなか、中国はあえて薬物撲滅のための“人民戦争”と位置づけていることも明らかにすることができた。また、厳罰主義に基づく薬物政策を基本的な枠組みとする一方で、薬物使用者については「犯罪」としての位置づけではなく、治療の対象とみなし、新たに導入した地域での依存治療を軸に調整をはかろうとしていることも本稿を通して明らかにすることができた。

こんにちの中国の薬物問題は、地理的条件も加わり複雑さを増しているといえる。今後、国内での対策を講じると同時に、国際的な動向にも目を向けながら、周辺国との連携した取り締まりが薬物問題を封じ込める鍵になるといえるだろう。

謝辞

本研究は、2019-2020 学長所管研究（研究題目「各国における薬物問題への取り組みに関する研究」（研究代表：市川直子））の助成を受けて執り行なうことができた。記して謝意を表する。

《注》

- (1) 中央人民政府のこの方針は、人民解放軍の創設者の一人である朱徳や劉少奇によって打ち出された。当時、日本軍との戦いに勝利した中国国民党と中国共産党は、東北地方の重要性を指摘していた。特に、中国共産党にとって東北地方は、当時の国内の解放地域をより安定させるための戦略的地域でもあった（王 2003：53）という。劉少奇は1945年8月20日、当時の中国共産党中央にすみやかに東北地方を勝ち取る必要があることを説明し、9月14日の政治局臨時会議において、この方針を確定した（桑 2006：229）という。
- (2) 李（2005：101-126）は、当時の東北地方のアヘン吸煙について詳細に分析している。そのなかで、当時の東北地方はアヘンの吸煙が蔓延し、人々の健康が損なわれていたことを指摘している。なかでも農村では100万人以上の人たちがアヘンによって労働意欲を喪失し、農業生産にも大きな影響が出ていたという。その背景として、東北地方では当時、満州国政府が20歳以上の人々に毎月アヘンを20片、場所によっては一日に3片配布していたことを挙げている。満州国政府とアヘンのかかわりに関する研究は、李（2005）や農（2002）、抗日期のアヘン管理政策に関する研究は内田（1995）を参照。
- (3) 三反五反運動は、1951年11月から52年8月にかけて繰り広げられた政治運動を指す。当初、官僚主義、汚職、浪費の三害に反対する三反としてはじまった。1951年10月の人民政治協商会議第1

回全国委員会第3次会議において毛沢東が呼びかけ、同年12月より全国において展開されるようになった。52年1月からは、贈賄、脱税、国家資材の横領、手抜き仕事と材料のごまかし、国家経済情報の窃取、の5つの害毒に反対する運動（五反）が加わった。五反では、共産党を指示していた民族資本家や中小の商工業者が対象となった。五反運動以降、各企業は国家資本主義に組み込まれていった。三反五反運動の詳細については、天見・石原・朱他（1999：421-422）を参照。

- (4) 6大行政区（東北、華北、西北、華東、中南、西南）のうちの一つ。大行政区は省、自治区、直轄市の上に設けられた最高レベルの行政区各単位を指す（天見・石原・朱1999：682）。華北人民政府は1948年8月に成立し、1949年11月1日より中央人民政府直属に組み替えられた（「華北人民政府結束工作的公告」）。法制や司法の制度の整備に尽力した謝覺哉は、「人民政府」という名称を用いたのは、中国の歴史上初めてのことで、華北人民政府が最初に取り入れた、と指摘している（揚2007：80）。華北人民政府は、法の整備や共通の貨幣を発行するなど、さまざまな分野の事柄を手がけた。華北人民政府は「法治」を実行した政府（劉2006：29）として、また1949年に成立する中央人民政府の組織づくりの基礎（喻2008：23）を支えた政府として、高い評価を得ている。しかし、長期にわたり、華北人民政府の研究は学术界において乏しいものであった（劉2006：29）という。
- (5) 本文において後に述べるが、中国において体系的な刑法典が成立したのは1979年のことである。それ以前は、反革命処罰条例（1951）や汚職処罰条例（1952）など、部分的な刑法にとどまっていた（天見・石原・朱1999：250-251）。
- (6) 肖・位（2018：102）は、1953年に周恩来が世界に向けて行なった麻薬との決別を成し遂げた宣言について、中国人民に対して行なった一種の政治宣言であった、との解釈を示している。
- (7) 「黄金の三角地帯」におけるアヘンの生産は一年間で3000トン前後あり、世界のアヘン総生産量の70%を占めていた時期もあったという（『北崙新聞網』）。
- (8) アフガニスタンのアヘン生産量は、2001-2010年の間に39倍増加したという。また、アフガニスタンでは年平均10万人が薬物中毒で命を落としている（張2018：14）という。杜・梅・郭（2009：201）は、「黄金の三日月地帯」における薬物問題の解決を握るのは、アフガニスタンであると指摘している。
- (9) 趙安曉宇・陳（2018：33）は、「黄金の三日月地帯」の薬物が、新疆ウイグル自治区のウルムチやカシュガルを経由して国内、および世界に流通していることに注目し、自治区に薬物の流通拠点が形成されていると指摘している。
- (10) 新たに薬物に手を染めた22万3,000人のうち、60歳以上が前年よりも増加している理由について、2020年6月に公表された「2019年中国毒品形勢報告」では、触れていない。
- (11) 1980年代には、「六害を取り締まる」（1989）キャンペーンの一環として、薬物撲滅に向けた取り組みが全国で繰り広げられた。この六害には、薬物犯罪以外にも売春買春や婦女子の誘拐、迷信などで人をだますなど、社会悪とみなされる6つが含まれていた。
- (12) 金（2018：30）は中国の薬物犯罪の取り締まりをふり返り、1950年代に見られたような全国規模の撲滅運動は一時的には効果があったとしても、長期的に薬物を阻止するための手法ではないと指摘している。そのうえで、薬物犯罪の取り締まりには、運動やキャンペーン方式ではなく、制度を整え管理していくことが重要であると言及している。
- (13) 行政罰の種類は、中華人民共和国行政処罰法（1996年3月17日成立、同年10月1日施行、2009年改正、2017年改正）第8条において定められている。そこでは、警告や罰金、違法物の没収、許可書の取り消しなど7つの行政罰を挙げている。
- (14) “harm reduction”の定義については、常に議論し続けられているという。普遍的な定義はないといわれているが、代表的な考え方として、違法合法にかかわらず、薬物を直ちにやめることを求めるのではなく、健康上社会上のリスクを優先し、リスクの影響を減らすために介入する、といったものがある。“harm reduction”については、徐・池田（2019）を参照。
- (15) “War on Drugs”（薬物戦争）は、取り締まりの強化と厳罰化を掲げた薬物政策の方針として、

1971年にアメリカでニクソン大統領が打ち出した。2009年オバマ大統領はこの方針を止めることを宣言した。詳細は丸山(2018)を参照。

参考文献

- 天児慧・石原享一・朱建榮他(1999)『岩波現代中国辞典』岩波書店。
『北嶺新聞網』2011年6月25日、来源：新華網
<https://blnews.cnnb.com.cn/system/2011/06/25/010102227.shtml>, visited 2020/08/20.
CCTV ホームページ
<https://tv.cctv.com/2017/03/23/VIDEfyheAE6IHgf9FDehYuki170323.shtml>, visited 2017/12/11.
- 出木愛子(1999)「アヘン戦争以前の中国におけるケシ栽培・アヘン生産問題について」(『寧楽史苑』44)、pp. 65-82。
- 杜璋・梅松林・郭傑(2009)「論“金新月”毒品問題对我国的影響」(『法制与社会』22期)、p. 201。
「GLOBAL NEWS VIEW」
<https://globalnewsview.org/archives/9905>, visited 2019/07/17.
- 国家禁毒委員会辦公室(2020)「2019年中国毒品形成報告」。
「華北人民政府文献選載」(『党的文献』第4期)、pp. 8-15。
- 黃伯華・楊蘇群(2004)「新疆毒情分析及对策研究」(『新疆警官高等專科學校學報』第4期 総第96期)、pp. 8-12。
- 黃麗娟(2009)「新疆吸毒問題原因透視」(『武警学院學報』第25卷第11期)、pp. 8-11。
- 金蓮(2018)「從“運動式”邁向“制度式”」(『人民法治・法律實施』)、pp. 30-32。
- 木下武司(2010)「アヘンの文化史」(『ファルマシア』Vol. 45 No. 9)、pp. 851-855。
- 李施霆(2018)「我国《禁毒法》的立法述評及修訂路徑」(『河南警察学院學報』第27卷第6期)、pp. 116-123。
- 李淑娟(2005)「日偽的鴉片毒化政策对東北農村社会的影響」(『抗日戰爭研究』第1期)、pp. 101-126。
- 冷寧(2008)「全方位遏制“金三角”毒源的对策研究」(『雲南警官学院學報』第1期 No. 1)、pp. 41-45。
- 劉忠權(2006)「華北人民政府法治取向探析」(『湛江師範学院學報』第27卷第4期)、pp. 29-34。
- 馬模貞・鞠志剛(1997)「新中国初期橫掃毒品戰績輝煌, 奠定了中国三十年無毒国的基石」(凌青・邵泰主編『從虎門銷烟当代中国禁毒』四川人民出版社、pp. 100-111。
- 丸山泰弘(2018)「アメリカの薬物政策」(『龍谷法学』第50卷第3号)、pp. 42-54。
- 宮尾惠美(2011)「中国における薬物依存からの回復政策」(『外国の立法』)、pp. 206-227。
『南方新聞網』2003年11月5日。
<https://news.southcn.com/international/gjkd/200311050566.htm>, visited 2020/08/20.
- 農偉雄(2002)「九一八事変後日本对西蒙的鴉片毒品入侵」(『抗日戰爭研究』第3期)、pp. 93-112。
- 歐春雲(2009)「“金新月”毒品向新疆走私滲透的現狀与对策」(『武警学院學報』第25卷第7期)、pp. 8-10。
- 『人民網』2019年1月7日、来源：人民網 - 人民日報
<https://world.people.com.cn/n1/2019/0107/c1002-30506402.html>, visited 2020/08/20.
- 『人民網』2020年6月30日、来源：貴州日報
<https://gz.people.com.cn/n2/2020/0630/c194827-34121057.html>, visited 2020/10/04.
- 桑錦(2006)「劉少奇“向北發展, 向南防禦”戰略決策的提出及其偉大意義」(『前沿』第10期)、pp. 228-230。
- 施菁青・閔群・杜江(2018)「青少年毒品濫用趨勢及禁毒策略分析」(『中国藥物濫用防治雜誌』第24卷第6期)、pp. 346-348。
- 蘇智良(1997)『中国毒品史』上海人民出版社。
- 徐淑子・池田光穂(2019)「ハームリダクション：概念成立の背景と日本における語の定着について」

(『Co*Design』(6))、pp. 51-62。

譚璐美 (2005) 『阿片の中国史』新潮新書。

『THE EPOCH TIMES』2014年11月21日。

<https://www.epochtimes.jp/jp/2014/11/html/d86891.html>, visited 2020/08/18.

内田知行 (1995) 「中国抗日根拠地におけるアヘン管理政策」(『アジア研究』41(4))、pp. 25-66。

内田知行 (2019) 「抗戦期陝甘寧辺区のアヘン問題」(『大東文化大学紀要〈社会科学編〉』第57号)、pp. 115-132。

渡邊拓也 (2019) 『ドラッグの誕生』慶應義塾大学出版会。

王紀一 (2003) 「朱徳在解放戦争中の歴史貢献」(『党的文献』第5期)、pp. 53-58。

韋先澤・梁春香 (2016) 「“金三角”地区新型毒品制販態勢及対策研究」(『広西警官高等専科学校学報』第29巻第5期)、pp. 71-75。

肖紅松・位軒 (2018) 「新中国成立初期天津治理烟毒活動探析」(『河北廣播電視大学学報』Vol. 23, No. 4)、pp. 97-104。

『新疆晨报』2017年6月24日。

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1571058101138745&wfr=spider&for=pc>, visited 2020/08/21.

楊建党 (2007) 「華北人民政府与建国初中央政權建設」(『燕山大学学報(哲学社会科学版)』第8巻第4期)、pp. 78-82。

喻志桃 (2008) 「短暫の実施 巨大的成功」(『世紀橋』第10期)、pp. 23-24。

張傑 (2018) 「“一带一路”之中亞地区跨国犯罪形勢及其社会因素分析」(『四川警察学院学報』第30巻第1期)、pp. 11-16。

張彪・金麗萍 (2018) 「新型自制軟性毒品飲料——“紫水”」(『中国藥物濫用防治雜誌』第24巻第3期)、pp. 161-162。

張昆・李彦明 (2010) 「雲南和新疆境外毒品滲透的危害性比較」(『雲南警官学院学報』第6期 No. 6)、pp. 28-32, 52。

趙安曉宇・陳帥峰 (2018) 「“金新月”地区毒品問題对新疆的影響及应对策略」(『江西警察学院学報』第6期總第213期)、pp. 32-36。

趙秉志主編・李希慧副主編 (1993) 『毒品犯罪研究』中国人民大学出版社。

趙雪蓮・鄭彬 (2016) 「“金新月”毒品对新疆毒情形成的影響及打防策略」(『広西警官高等専科学校学報』第29巻第2期)、pp. 91-95。

『中国防偽報道』2013年第4期、p. 7。

「2015年中国毒品形勢報告」2016年2月18日、来源：中国禁毒網

https://www.nncc626.com/2016-02/18/c_128731173_2.htm, visited 2020/08/21.

「2016年中国毒品形勢報告」2017年3月27日、来源：中国禁毒網

https://www.nncc626.com/2017-03/27/c_129519255.htm, visited 2020/08/21.

「2017年中国毒品形勢報告」2018年6月26日、来源：光明日報

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1604330807928492703&wfr=spider&for=pc>, visited 2020/08/21.

『中国警察網』2012年8月27日、来源：新華網

https://www.cpd.com.cn/n2004487/n2004588/201208/t20120827_40400.html, visited 2020/08/22.

中華人民共和國公安部「2018年中国毒品形勢報告」

<https://www.mps.gov.cn/n6557558/c6535096/content.html>, visited 2019/07/17.

中華人民共和國公安部「2019年中国毒品形勢報告」

<https://www.mps.gov.cn/n6557558/c7257139/content.html>, visited 2020/08/20.

中華人民共和國中央人民政府ホームページ

https://www.gov.cn/xinwen/2018-01/10/content_5255293.htm, visited 2019/07/21.

Re-Attempting Eradication: The Increasing Drug Problem in China

Hitomi MADONO

Abstract

In 1953, China declared to the world that it had eradicated the use of opiates and other narcotics. However, drug use has once again become widespread. What are the causes of this?

In this article, the author explains the process of China's efforts to enforce the eradication of drugs such as opium, since the Communist Party of China (CCP) came to power and measures that are being taken to prevent the use and spread of illegal drugs within the country.

It was found that the drug problem resurfaced and spread in China, even after it declared they were eradicated in 1953. This was mainly due to an influx of drugs from neighboring countries, in particular from the world's leading drug production and cultivation areas such as the Golden Triangle and Golden Crescent, both of which border China. In response, the CCP introduced harsher penalties to stem the flow of drugs, and strengthened the existing system of severe punishment. Meanwhile, other countries began reviewing drug policy due to a deadlock on the war against drugs.

However, recently, there has also been a move toward treatment of addicts within newly affected areas within China. And, in light of the spread of new types of drugs, the aging of the population, and changes in the form of sales, among other things, there is a movement by the CCP to review its current policy of harsh penalties.

The drug problem in China today has become more complicated due to its geographical position. Along with domestic measures of containment, coordinated crackdowns with neighboring countries will be important in mitigating the issue in the future.

Keywords: The People's War on Drugs, "Golden Triangle", "Golden Crescent", cooperation with neighboring countries, crackdown on drug crimes, community-based dependence treatment, drug prevention and education